

長寿医療制度(後期高齢者医療制度)

8月から保険証が新しくなります

現在ご使用中の保険証の有効期限は7月末日です。

新しい保険証は7月中に郵送します。

有効期限が切れた保険証は、破棄していただくか、国保けんこう課または各住民センターまでご返却ください。

保険料の納付が滞っている人には、有効期間が短い保険証となる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

◆限度額適用・標準負担額減額認定証の申請について

住民税非課税世帯に属している人(同一世帯の全員が住民税非課税の場合)は、国保けんこう課の窓口申請で認定を受けることができます。引き続き必要な人は、改めて更新手続きをしてください。

更新日 8月1日



◆所得が少ない人は、次のとおり保険料を軽減します。

- ① 世帯内の「長寿医療制度(後期高齢者医療制度)の被保険者全員」と「世帯主」の所得金額の合計額が33万円以下の人は、平成20年度と同様に均等割が8:5割軽減となります。
 - ② ①の人のうち、世帯内の長寿医療制度の被保険者全員が、年金収入80万円以下でその他の所得がない世帯は、均等割が9割軽減となります。
 - ③ 所得割を負担する人のうち、賦課のもととなる所得金額(総所得金額等から33万円を差し引いた額)が58万円以下(53万円以上211万円以下)の人は、平成20年度と同様に所得割が5割軽減となります。
 - ④ 長寿医療制度に加入する前日まで、会社などの健康保険など(国民健康保険は除く)の被扶養者であった人は平成20年度と同様に均等割が9割軽減となります。
- ※これらの軽減措置以外に、所得状況に応じて均等割額の5割または2割軽減の制度があります。
- ※これらの軽減措置については、あらかじめ手続きをしていただく必要はありません。
- ※保険料の納付が困難なときは、分割納付などの相談に応じていますので、お早めにご相談ください。また、失業や災害などの特別な事情がある場合には減免などの制度があります。

■ 国保けんこう課 (内線110)

新型インフルエンザから身を守るう!

今回の新型インフルエンザは、弱毒性ですが感染力は強いようです。

予防の基本は、うがい、手洗いの励行、人ごみに行く場合には、せきエチケット・マスク着用をしましょう。

もし、感染が疑われる場合には、すぐに医療機関を受診せず、発熱相談センターに電話し発熱外来の受診について指示を受けましょう。

医療機関に向くことで、感染を広げる危険性がありますので、ご協力ください。

■せきエチケットとは

- ・せき、くしゃみをする時は、ティッシュなどで口と鼻を押さえ、他の人から顔をそむけ、1メートル以上離れる。
- ・せきやくしゃみをおさええた手、鼻をかんだ手はすぐに洗いましょう。

感染が疑われる場合には、すぐに医療機関を受診せず、まず、相談窓口へ電話を!

〈発熱相談センター〉

県央保健所 ☎ 3304 (9時~17時)

県の相談窓口 ☎ 095(895)2046

☎ 095(895)2572 (24時間対応可)

市役所 ☎ 4111

日頃から、うがい、手洗い、マスクの着用を心がけてください。



■ 国保けんこう課 (内線140)